

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 甲府市水道事業会計

事業名	末端給水事業（上水道事業）		
事業開始年月日	明治42年10月14日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名*	甲府市	職員数* (H19. 4. 1現在)	123
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	85円(H18)	公営企業債現在高(百万円)	15,047
累積欠損金(百万円)	0	利益剰余金又は積立金(百万円)	2,356
不良債務(百万円)	0	財政力指数*	0.808(H18)
資金不足比率(%)	0	実質公債費比率* (%)	20.8(H19)
		経常収支比率* (%)	87.3(H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成18年3月1日 合併前市町村：甲府市・中道町・上九一色村の一部〕、平成18年3月1日に行なわれた合併により、中道町が廃されたことに伴い中道町水道事業も廃止になり、合併協定に基づき甲府市に経営が引き継がれた。上九一色村の一部については、簡易水道事業を継続。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	甲府市水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度から平成23年度
計画策定責任者	甲府市上下水道事業管理者 望月 由彦
既存計画との関係	こうふ集中改革プラン(H17年度～H21年度)・甲府市行政改革大綱(H19年度～H21年度)・甲府市水道事業経営改革大綱(H19年度～H21年度)
公表の方法等	HP、甲府市議会への説明(H20.3月)
基本方針	水需要の減少、使用者意識の変化、老朽化した施設・設備の更新など厳しい経営環境の中で、循環型社会への社会的責務、水質管理や災害対策など新たな経営課題に対応するため、事業用資産の整理・有効活用、効率的な水運用システム構築などを積極的に実施し、将来を見据えた経営の健全化に取り組むものとする。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		1,050	3,169	4,219
	補償金免除額		202	604	806
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		494	1,852	2,346

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	第五期拡張事業債	308,949	727,507	3,158,946	4,195,402
	簡易水道事業債	105,640	194,548	10,160	310,348
	配水整備事業債	0	128,100	0	128,100
		0	0	0	0
合 計 (A)		414,589	1,050,155	3,169,106	4,633,850
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		414,589	1,050,155	3,169,106	4,633,850

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	第五期拡張事業債	227,790	423,542	1,851,755	2,503,087
	昭和浄水場改良事業債	104,195	0	0	104,195
	配水整備事業債	0	38,323	0	38,323
合 計 (A)		331,985	461,865	1,851,755	2,645,605
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		331,985	461,865	1,851,755	2,645,605

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>甲府市の水道事業は、大正2年に全国で26番目に給水を開始以来、増大する水需要に応えるため、水量確保を中心とした5期にわたる拡張事業を行ってきた。その拡張事業を行なう財源は企業債であり、平成18年度末においても企業債残高は150億円となっている。収益的収支においては、人員の削減や事業の見直し、企業債の支払利息の減少などにより純利益を確保しているが、収入の大宗をなす給水収益は、経済の低迷、水使用機器の節水機能向上などによる水需要の遞減傾向が続いており、更に今後本格化する少子高齢化による人口構造の変化と減少、環境意識の高まりによる循環型社会への転換の加速などの諸要因により、需要減少傾向は、将来にわたり長期的に進行していくことが予測される。</p> <p>資本的収支においては、企業債償還元金が減価償却費を上回る水準となっており、非常に厳しい状況にある。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 施設更新</p> <p>現在稼動している償却資産は、創設当時の老朽施設も現存するが、その大部分が昭和50年以降の第5期拡張事業により構築されたものである。今後の更新においては、漏水対策（有収率は全国平均89.5%・類似都市90.1%・甲府市80.8%）や耐震性（水道ガイドラインで試算すると公表都市9.3%・甲府市0.7%）が全国平均に比べ著しく低い状況にあり、計画的な施設更新が必要であるので、世代間の負担の公平性に留意し、料金水準を抑制しながらの財源確保が課題である。</p>
	<p>課 題 ② 定員管理の適正化</p> <p>「柔軟でスリムな行政サービスの構築、時代に即応した組織・機構の見直し」を基本理念とし、平成19年4月より水道事業と下水道事業の組織を一体化し、水道事業において4名の職員を削減した。定数管理については、甲府市と一体的に管理しているが、水道事業の目標数値（平成22年4月1日に123名）を平成19年4月1日に達成した。</p> <p>今後においても、営業部門の包括外部委託及び浄水監視業務の民間委託等を調査・検討し、職員数の見直しを目指す。</p>
	<p>課 題 ③ 維持管理費の縮減</p> <p>営業部門（受付・検針～収納）の包括外部委託、浄水場の監視業務の民間委託化、宿日直業務の廃止に伴う委託化をそれぞれ検討。経常経費については、毎年度予算編成の際に2～3%のシーリングを行い、削減を図るとともに、物件費については、前年度当初予算額から、備消耗品費10%、印刷製本費15%以上の削減等の経費削減に努める。</p>
	<p>課 題 ④ 未収金の徴収対策</p> <p>各個別訪問、効率的な徴収体制及び給水停止処分を強化し、未収金の早期回収に努める。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
料金回収率※	(%)	98.1	103.7	110.0	114.1	110.7	101.0	115.9	117.0	113.5	108.8	
総収支比率(法適用)	(%)	103.7	109.8	118.9	118.4	114.8	113.8	122.3	121.9	118.9	114.8	
経常収支比率(法適用)	(%)	103.7	110.1	118.6	118.8	114.8	114.2	122.7	122.4	119.4	115.3	
営業収支比率(法適用)	(%)	130.3	137.4	144.7	145.0	136.1	132.6	129.7	126.6	123.5	119.2	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	2.4	2.3	3.2	2.8	2.8	2.1	2.1	2.0	2.0	2.0
	うち基準内繰入金	(%)	0.9	0.9	0.9	1.2	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1
	うち基準外繰入金	(%)	1.5	1.4	2.3	1.6	1.8	1.1	1.1	0.9	0.9	0.9
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)										
	資本的収入分	(%)	5.9	3.8	1.4	4.2	1.0	0.3	0.3	0.6	0.5	0.7
	うち基準内繰入金	(%)	1.5	1.5	1.4	4.2	1.0	0.3	0.3	0.6	0.5	0.7
	うち基準外繰入金	(%)	4.4	2.3								
うち赤字補てん的なもの	(%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>料金設定の考え方は、水道法に基づき、誠実かつ能率的な経営の下における適正な営業に関する費用に、水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる資本費用を加えた総括原価により算定している。</p> <p>給水収益は、節水機器の機能向上や少子高齢化による減少傾向が長期的に続くものと予想する。</p> <p>未収金徴収対策としては、各個別訪問、効率的な徴収体制及び給水停止処分を強化し、未収金の早期回収に努める。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>他会計繰入金については、繰出基準として荒川ダム建設に伴う元利償還金、旧中道町の企業債の元利償還金の1/2、消火栓設置及び維持管理費、繰出基準外として水道局庁舎の建設に伴う元利償還金を一般会計から繰入している。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>①平成20年度から平成21年度にかけて平瀬浄水場計装設備更新、事業費は8億円、財源は企業債で充当。</p> <p>②平成22年度に昭和浄水場監視制御装置更新、事業費は4億7千万円、財源は企業債で充当。</p> <p>③平成19年度において、昭和町の遊休資産を売却した。</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<p>物価に関係するもの(委託料・動力費・薬品費・工事請負費など)については、平成18・19年度を基準に上昇率(おおむね1%)を加味したが、経費節減等の経営努力をすることにより更に費用を抑制する。</p>

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	<p>甲府市行政改革大綱及びこうふ集中改革プランに基づき、「柔軟でスリムな行政サービスの構築、時代に即応した組織・機構の見直し」を基本理念とし、平成19年4月より水道事業と下水道事業の組織を一体化し、水道事業において4名の職員を削減した。その結果、定数管理については、甲府市と一体的に管理しているが、水道事業の目標数値（平成22年4月1日に123名）を平成19年4月1日に達成した。</p> <p>今後においても、営業部門の包括外部委託及び浄水監視業務の民間委託等を検討し、職員数の見直しを検討していく。課題②</p>
○ 給与のあり方	<p>給与の年功的上昇を抑制し、職務と職責に応じた処遇並びに能力と実績を十分に反映した給与システムを構築するため、新制度の具体的な運用基準を設定するとともに、諸手当については引き続き点検・見直し等を行い、給与の適正化を図る。課題②</p>
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	<p>国家公務員給料表の改正に準じ、平成18年度から本市条例等に基づき管理規程を改正し、現在、新たな人事評価制度の導入を踏まえながら、改正の趣旨に沿った更なる給与制度の適正化を図るため、職務や職責に応じた昇給昇格制度の見直しを行っている。</p> <p>また、地域手当においては、人事院規則に定める支給割合を準拠している。特殊勤務手当として支給していた企業手当を平成19年4月1日に廃止した。課題②</p>
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	<p>昭和51年10月1日より技能労務職員に相当する職種は廃止された。課題②</p>
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	<p>本市においては、退職時特昇等の規定はなく、国家公務員退職手当法に準じた本市の退職手当支給条例により手当を支給している。課題②</p>
◇ 福利厚生事業のあり方	<p>山梨県市町村職員共済組合に加盟し、加盟市町村と同一である。</p>
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等 民間委託の推進やPFIの活用等	
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	<p>営業部門(受付・検針～収納)の包括外部委託、浄水場の監視業務の民間委託化、宿日直業務の廃止に伴う委託化をそれぞれ検討。経常経費については、毎年度予算編成の際に2～3%のシーリングを行い、削減を図るとともに、物件費については、前年度当初予算額から、備消耗品費10%、印刷製本費15%以上の削減等の経費削減を行っている。課題③</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	<p>営業部門(受付・検針～収納)の包括外部委託、浄水場の監視業務の民間委託化、宿日直業務の廃止に伴う委託化をそれぞれ検討。課題③</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	平成19年度において、昭和町の遊休資産を売却した。 課題③
○ 料金水準が著しく低い団体にとっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	定員、組織並びに決算、予算については、ホームページ及び広報誌にて毎年公表している。
○ 行政評価の導入	平成2年に導入した事業を効率的、必要性等新たな視点から見直すシステムと職員の意識改革を図る目的で「甲府市事業評価」や第三者の視点から事業の評価や事業に対する意見を聴取するため、外部の有識者等で構成する「甲府市事務事業外部評価委員会」を導入した。また、平成16・17年度において、独自に公認会計士による経営診断を行なった。
5 その他	未収金徴収対策としては、各個別訪問、効率的な徴収体制及び給水停止処分を強化し、未収金の早期回収に努める。 課題④

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	「柔軟でスリムな行政サービスの構築、時代に即応した組織・機構の見直し」を基本理念とし、平成19年4月より水道事業と下水道事業の組織を一体化し、水道事業において4名の職員を削減した。その結果、定数管理については、甲府市と一体的に管理しているが、水道事業の目標数値（平成22年4月1日に123名）を平成19年4月1日に達成した。 今後においても、営業部門の包括外部委託及び浄水監視業務の民間委託等を検討し、職員数の見直しを検討していく。 課題②
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	営業部門（受付・検針～収納）の包括外部委託、浄水場の監視業務及び宿日直業務の廃止に伴う委託化について、民間委託化を図り、費用削減策を検討している。 課題③
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	赤字補てんなし。
4 その他	【収入の確保】 ・資産の有効活用の改善額1,400万円は国債購入等の資金運用。 ・未収金徴収対策としては、各個別訪問、効率的な徴収体制及び給水停止処分を強化し、未収金の早期回収に努める。 【経費の削減】 ・職員給与費・その他（特殊勤務手当の見直し）は、平成17年度より段階的に見直しを行い、平成19年度に廃止した。 ・維持管理費等改善額は、電話交換業務の廃止、各委託料及び電気料等の見直しを行なった。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除(見込)額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 線上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位: 百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率	△1.82											
	改善額(料金の適正化)※1												
課題④	未収金の徴収対策				10	10		16	8	10	10	8	
	改善額				10	20	30	16	24	34	44	52	170
	一般会計負担金の額	137	131	162	194	176		140	129	116	116	115	
	改善額(負担金の確保等)			31	32		63						0
	資産の有効活用												
	改善額(資金運用)					4	4	14	14	14	14	14	70
	改善額(遊休資産の売却)						0	41					41
【経費の削減】													
課題②	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	1,280	1,202	1,107	1,113	1,095		1,063	1,063	1,063	1,063	1,063	
	改善額		8	61	121	162	352	32	32	32	32	32	160
課題③	給与水準												
	改善額			2	4	4	10						0
	その他(特殊勤務手当の見直し)												
	改善額				1	3	4						0
	その他												
	改善額						0						0
	職員給与費(退職手当)	141	148	179	121	78		177	167	167	167	167	
課題②	職員数(人)	146	145	139	132	127		123	123	123	123	123	
	増減数(人)		-1	-6	-7	-5	-19	-4	0	0	0	0	-4
課題③	維持管理費等	1,104	839	860	819	939		1,075	924	916	927	958	
	改善額(電話交換業務廃止)					2	2	12	12	12	12	12	60
	改善額(検針委託料見直し)					1	1	6	6	6	6	6	30
	改善額(徴収委託料見直し)			1	1	1	3	3	3	3	3	3	15
	改善額(委託契約の見直し)					1	1	12	12	12	12	12	60
	改善額(資産取得方法の見直し)						0	20	20	20	20	20	100
	改善額(草刈業務の見直し)			1	1	1	3	19	19	19	19	19	95
	改善額(動力費・配水系統の見直し)						0	5	5	5	5	5	20
	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)												
	その他()												
	改善額												
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	21,983	20,323	18,568	16,815	15,047		13,325	13,738	14,100	14,644	15,006	
	増減		-1,660	-1,755	-1,753	-1,768		-1,722	413	362	544	362	
	計画前5年間改善額 合計						473						821
	改善額 合計												806
	(参考) 補償金免除額												806

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

注3 ※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注4 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	242	241	242	241	242	242	242	242	242	242
年間総有収水量 (千m ³)	31,771	30,925	38,255	30,912	30,142	0	0	0	0	0
公称施設能力 (m ³ /日)	193,080	193,080	193,080	193,080	193,080	193,080	193,080	193,080	193,080	193,080
1日最大配水量 (m ³ /日)	127,101	121,220	122,149	112,212	114,973	119,531	118,017	117,376	116,422	117,264
最大稼働率 (%)	65.8%	62.8%	63.3%	58.1%	59.5%	61.9%	61.1%	60.8%	60.3%	60.7%
供給単価 (円/m ³)	177	179	177	177	176	175	175	174	174	174
給水原価 (円/m ³)	180	173	161	155	152	166	146	145	149	155

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。